

## ■牛乳

(110515up)

**Q1 福島原発事故で放出された放射能が各地で検出され、3月21日に福島、茨城、栃木、群馬の各県産ホウレンソウ、かき菜と、福島県産の牛乳が出荷停止になりました。なにが問題で、なにを控えたらよいのでしょうか。**

A1 問題になっているのはヨウ素131という名前の放射能です。これが大変多い牛乳、葉菜類などはしばらく摂取するのを控えたほうがよいでしょう。

**Q2 牛乳中のヨウ素131はどのようにして多いのでしょうか。また、牛乳を飲むのは控えたほうがよいのでしょうか。**

A2 子牛は成長するために、大量のヨウ素を必要とするからです。牛がヨウ素131を含んだ草を大量に食べた場合、当然牛乳にも沢山のヨウ素が含まれることとなります。ヨウ素を用心することといえば、今後再び爆発等による多量の放射性物質の放出がなければ、事故後2カ月程飲むのを控える方法もあります。

**Q3 2カ月控えるというのは、なぜですか。**

A3 放射能は大体、半減期の10倍の期間がたつと、元の1000分の1ほどに弱まってしまうという性質があります。ヨウ素131は半減期が8日間なので2カ月もすれば、ずっと弱くなります。

**Q4 原乳の出荷停止の解除はどのようにして決まるのですか。**

A4 そもそも、食品衛生法には一定区域内の食品について摂取制限や出荷制限を求める規定がないため、今回、原子力災害対策特措法を根拠に、原子力災害対策本部長(菅首相)が各県の知事に県単位での制限を指示しました。しかし、農作物の出荷制限について、「基準が厳しすぎる」との批判を受け、政府は4月4日に県単位の区分を見直し、週1回の検査で放射性物質の暫定基準値を3回連続下回った品目の出荷制限を解除するようにルールを変更しました。(単位は1kg当たりベクレル)

解除日	県	ヨウ素	セシウム
	(暫定規制値)	300	200
4月10日	茨城	3~10	2~5
4月16日	福島(原発周辺を除く)	27	16.9

Q5 3月の東北や北関東の牧場では、(雪が残っていて)昨年収穫した干し草を与えていたのに、どうして放射性物質が検出されたのですか。

A5 牛は1日に10~15回(1回当たり4~6リットル)の水を飲み、また(当たり前ですが)呼吸もしています。今回、放射性ヨウ素が検出されたのは、牛が水や空気を通じて取り込んだためです。今夏以降は、今年収穫する牧草を食べることになるので、ヨウ素以外のセシウムやストロンチウムが検出される可能性があります。従って、出荷停止が解除されても、引き続き、測定が必要です。

Q6 干し草には規制値はありますか。

A6 4月26日農林水産省は、牛が食べる牧草やわら等飼料に含まれる放射性物質について、「上限を超えても、牛肉や乳牛についての暫定規制値を超えないように目安」として、下表のとおり暫定許容値を設けました。(単位は1kg当たりベクレル)

4月28日、千葉県は県内3カ所で21日に採取した牧草を検査した結果、最大で暫定許容値の3倍を超える放射性物質(1か所で1kg当たり230ベクレルの放射性ヨウ素131と1,110ベクレルの放射性セシウム、もう1か所で90ベクレルの放射性ヨウ素と350ベクレルの放射性セシウム)が検出されたと発表しました。

		ヨウ素	セシウム
4月26日	(暫定許容値)		
	乳牛用飼料	70	300
	肉牛用飼料	-	300
4月28日	千葉県	230	1110